

答申個第47号

平成28年2月26日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人宛文書の不存在による非開示決定事案3件

- (1) 平成26年10月16日付け西区窓第19号（諮問個第44号）
- (2) 平成26年11月12日付け西区窓第26号（諮問個第49号）
- (3) 平成26年11月12日付け西区窓第27号（諮問個第55号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の開示請求を行った。

ア 平成26年10月1日付け請求（以下「本件請求1」という。）

私宛に西京区役所戸籍担当課がくれた書類

H24.3.14付文書, H24.3.23付文書

イ 平成26年10月21日付け請求（以下「本件請求2」という。）

役所窓口の日付を書いたメモを渡して探していただきました。

H24.3.14付文書, H24.3.23付文書

ウ 平成26年10月21日付け請求（以下「本件請求3」という。）

下記日付の文書2枚を情報開示して下さい。

H24.3.14付文書, H24.3.23付文書

(2) 実施機関は、本件各請求に係る個人情報を保有していないとして、上記各請求について、条例第19条第2項の規定により、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、アについては平成26年10月16日付けで、イ及びウについては平成26年11月12日付けで、それぞれ異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、アについては平成26年12月3日に、イについては平成26年12月10日に、ウについては平成27年1月22日に本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件各異議申立ては、いずれも、同一の文書について、実施機関が保有していないとして行った不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

5 実施機関の主張

本件文書の不存在による非開示決定については、答申個第29号において審議済みであることから実施機関に理由説明書の提出を求めているが、答申個第29号に係る理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は次のとおりである。

(1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について

本件文書については、平成24年3月28日に京都地方法務局宛にFAX送信した文書（15枚）のうちの2枚（平成26年4月16日付西区窓第3号で諮問）と同一文書である。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

「西京区役所市民窓口課発異議申立人宛の文書」について、実施機関は以下の文書を保有しており、いずれも、平成25年8月9日付けで、異議申立人に対し開示済みである。

- ・異議申立人宛文書（平成23年9月29日送付，同年12月14日送付，同月16日送付，同月19日送付，平成24年1月12日送付，同月31日送付，同年5月28日送付，同年6月18日送付，同年8月10日送付）
- ・異議申立人夫妻宛文書（平成23年12月1日送付，同月6日送付，同月7日送付）

異議申立人に関わる文書については、平成23年6月10日以後、当時の課長及び係長が、異議申立人が西京区役所市民窓口課に持参した文書及び郵送した文書並びに当課から異議申立人に郵送及びFAX送信した文書を保管していた。（各自が、それぞれ、どの文書を保管していたかは不明である。）

本件文書は、平成24年3月28日に京都地方法務局戸籍課に対してFAX送信した事実が確認できるものの、上記の「異議申立人宛の文書」に分類された文書という形では残していない。

平成24年4月、課長の人事異動に伴い、新任課長に引き継ぐために、当時の係長が、前任課長と当該係長の資料の中から、重複して保管していた資料や案件の引継に不必要な資料を不要分として処分し、一件ファイル（簿冊）として、種類ごとの時系列で整理したことを確認した。

本件文書については、異議申立人に文字の訂正、更正等の協議のために送付したものと推測され、この整理の際に、不要分として処分したと考えられる。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求1について

西京警察が公務で戸籍係に確認したら当該文書が「ある」と回答された由、あるなら下さ

い。

請求日（平成26年10月1日）に、既に法務局から取り戻していたのだから、嘘を書かないで開示しなさい。

(2) 本件請求2について

平成23年6月にそもそもできもしない条件をのんで、その受付ミス役所のミスと認めた平成24年3月の2枚の文書を毀棄したのです。毀棄の上虚偽文書を作成して後始末をした。

(3) 本件請求3について

西京警察の事情聴取に対し「あります」と回答されています。平成26年夏現市民窓口課長も「あります」と私に回答されています。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件文書は、実施機関が異議申立人に送付した文書であり、いずれも不存在による非開示決定が争われた平成26年11月27日付け答申個第23号及び平成27年3月23日付け答申個第39号において対象となった文書と同じ文書である。

(2) 本件処分について

ア 実施機関が本件文書を保有していないこと及びその保有していない理由の説明に不自然な点がないことは、上記(1)の答申において、当審査会で確認済みである。

イ 異議申立人は、本件請求1及び3において、実施機関が西京警察署に対して「ある」と回答した等述べている。この点について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

異議申立人は、かねてより本件公文書を引継ぎの際に廃棄したことが公文書毀棄罪に当たると主張し、警察に相談している。これを受けた西京警察署の担当者が、平成26年8月11日に西京区役所市民窓口課を訪れ本件文書について事情聴取をしたが、保有していないと回答した。他方で、法務局は本件文書を保有していることから、警察の事情聴取に対して、文書が存在すると回答したものと思われる。なお、実施機関は、異議申立人に対し、平成26年10月頃に、本件文書の写しの入手をめぐって法務局と協議中であると伝えているが、保有していると説明した事実はない。

本件請求1に「戸籍係」とあるが、西京区役所にはこの名称の部署はない。他方で、法務局には戸籍係がある。異議申立人は、西京警察署からの説明を混同あるいは誤解し、本件文書があると回答したのは西京区役所であると誤認しているものと考えられる。ちなみ

に、本件文書は平成26年10月29日に法務局から任意提供を受け、異議申立人が平成26年11月21日に行った開示請求に対して、文書の開示を行っている。

以上の説明に不自然な点は認められない。

ウ 以上より、本件請求1, 2, 3の時点において、本件文書を保有していなかったとする実施機関の主張に不自然な点はないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年12月26日	諮問（諮問個第44号）
平成27年 1月16日	諮問（諮問個第53号）
2月20日	諮問（諮問個第55号）
2月25日	異議申立人の意見書の提出（諮問個第44号及び第53号）
11月17日	審議（平成27年第8回会議）
平成28年 1月28日	審議（平成27年第10回会議）
2月26日	審議（平成27年第11回会議）

※ 本件各処分については、同じ公文書に係る異議申立て案件に係る答申個第23号及び答申個第29号の審議において処分の理由の説明を受けていることから、実施機関に対し、理由説明書の提出を求めなかった。

異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、諮問個第55号については、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会（部会長 市川 喜崇）